

議案第 24 号

飛騨市林道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市林道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

分担金徴収率の改定等に伴う改正

飛驒市林道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市林道事業分担金徴収条例（平成16年飛驒市条例第175号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業名	区分	分担金の総額	摘要
林道事業	集落間を連絡する林道	徴収しない	
	その他の林道		
	開設、改良、舗装	総事業費の10%	市有施設までの区間等公共性の高い区間を除く
	維持修繕	徴収しない	

備考 指導監督費は、総事業費に含まない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

飛騨市林道事業分担金徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改 正 案			
本則・附則 略 別表（第2条関係）			本則・附則 略 別表（第2条関係）			
事業名	内 容	分担金の総額	事業名	区 分	分担金の総額	摘 要
林道事業	開設、改良	総事業費の20%	林道事業	集落間を連絡する林道	徴収しない	
	舗装	総事業費の20%		その他の林道		
				開設、改良、舗装	総事業費の10%	市有施設までの 区間等公共性の 高い区間を除く
備考 指導監督費は、総事業費に含まない。			備考 指導監督費は、総事業費に含まない。			

飛騨市林道事業分担金徴収条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

分担金徴収率の改定等に伴う改正

2 改正の内容

人口減少・高齢化や山林への関心離れからこれまで土地所有者や集落を中心に行われてきた林道の維持管理が困難となり森林環境が悪化していくことが危惧されていることから、市が行う林道事業における受益者負担を軽減することで林道施設の適切な改修・維持補修を促し、将来にわたって豊かな森林環境を保全するため、所要の改正を行うもの。

(1) 分担金徴収率の改定 (別表関係)

- ① 林道事業を「集落間を連絡する林道」と「その他の林道」に区分し、その他の林道を「開設、改良、舗装」と「維持修繕」に区分し、開設、改良、舗装の分担金の総額について総事業費の20%を10%に改める。
- ② 新たに摘要欄を追加し、開設、改良、舗装の項摘要の欄に「市有施設までの区間等公共性の高い区間を除く」を加える。

(2) その他の改正 (別表関係)

- ① 内容欄を区分欄に改める。
- ② 林道事業を「集落間を連絡する林道」と「その他の林道」に区分し、集落間を連絡する林道の分担金の総額は徴収しないものとする。
- ③ 維持修繕区分の分担金の総額を徴収しないものとする。

3 施行日 令和3年4月1日